

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 東海財務局長
【提出日】 平成26年11月25日
【会社名】 株式会社ティア
【英訳名】 TEAR Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 富安 徳久
【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市区黒川本通三丁目35番地 1
【電話番号】 052-918-8200(代表)
【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 辻 耕平
【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市区黒川本通三丁目35番地 1
【電話番号】 052-918-8254
【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 辻 耕平
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	1,085,359,870円
引受人の買取引受による売出し	266,529,480円
オーバーアロットメントによる売出し	210,833,730円

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,687,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成26年11月25日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集（以下「一般募集」という。）及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から312,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成26年11月25日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式312,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,687,700株	1,085,359,870	542,679,935
計（総発行株式）	1,687,700株	1,085,359,870	542,679,935

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証 拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の普 通取引の終値(当 日に終値のない場 合は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨 て)を仮条件とし ます。	未定 (注)1. 2.	未定 (注)1.	100株	自平成26年12月10日(水) 至平成26年12月11日(木) (注)3.	1株につ き発行価 格と同一 の金額	平成26年12月16日(火) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.tear.co.jp/company/release.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年12月2日(火)から平成26年12月9日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年12月3日(水)の場合、申込期間は「自平成26年12月4日(木)至平成26年12月5日(金)」、払込期日は「平成26年12月10日(水)」

発行価格等決定日が平成26年12月4日(木)の場合、申込期間は「自平成26年12月5日(金)至平成26年12月8日(月)」、払込期日は「平成26年12月11日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月5日(金)の場合、申込期間は「自平成26年12月8日(月)至平成26年12月9日(火)」、払込期日は「平成26年12月12日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月8日(月)の場合、申込期間は「自平成26年12月9日(火)至平成26年12月10日(水)」、払込期日は「平成26年12月15日(月)」

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年12月3日(水)の場合、受渡期日は「平成26年12月11日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月4日(木)の場合、受渡期日は「平成26年12月12日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月5日(金)の場合、受渡期日は「平成26年12月15日(月)」

発行価格等決定日が平成26年12月8日(月)の場合、受渡期日は「平成26年12月16日(火)」

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合、受渡期日は「平成26年12月17日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大津町支店	愛知県名古屋市中区錦三丁目4番6号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,231,800株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	168,800株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	135,100株	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	84,400株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	67,600株	
計		1,687,700株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,085,359,870	15,000,000	1,070,359,870

- (注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,070,359,870円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限197,840,130円と合わせ、手取概算額合計上限1,268,200,000円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、743,698,000円を平成28年9月までに葬儀会館の新設に、328,000,000円を平成28年7月までに既存会館の改修に、174,502,000円を平成28年9月までに販売及び顧客管理に係る基幹システムの増強に、22,000,000円を平成28年9月までに既存会館における料理提供機能の増強に係る器具・備品に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	394,800株	266,529,480	愛知県名古屋市東区 横山 博一 343,300株
			愛知県名古屋市東区 深澤 廣 51,500株

(注)1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 売出価額の総額は、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所にお ける当社普通株 式の普通取引の 終値(当日に終 値のない場合は 、その日に先立 つ直近日の終値)に0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨 て)を仮条件とし ます。	未定 (注)1.2.	自 平成26年 12月10日(水) 至 平成26年 12月11日(木) (注)3.	100株	1株に つき 売 出 価 格 と 同 一 の 金 額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四 丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14 番1号 いちよし証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.tear.co.jp/company/release.html)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成26年12月17日(水)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年12月2日(火)から平成26年12月9日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年12月3日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年12月4日(木) 至 平成26年12月5日(金)」、受渡期日は「平成26年12月11日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月4日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年12月5日(金) 至 平成26年12月8日(月)」、受渡期日は「平成26年12月12日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月5日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年12月8日(月) 至 平成26年12月9日(火)」、受渡期日は「平成26年12月15日(月)」

発行価格等決定日が平成26年12月8日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年12月9日(火) 至 平成26年12月10日(水)」、受渡期日は「平成26年12月16日(火)」

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	288,100株
東海東京証券株式会社	39,500株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	31,600株
いちよし証券株式会社	19,800株
株式会社SBI証券	15,800株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	312,300株	210,833,730	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から312,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.tear.co.jp/company/release.html)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成26年11月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自平成26年12月10日(水) 至平成26年12月11日(木) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注) 1. 株式の受渡期日は、平成26年12月17日(水)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から312,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、312,300株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月25日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式312,300株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成26年12月26日(金)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月18日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2.)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 312,300株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成26年12月25日(木) |
| (6) 払込期日 | 平成26年12月26日(金) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年12月3日(水)の場合、「平成26年12月6日(土)から平成26年12月18日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月4日(木)の場合、「平成26年12月9日(火)から平成26年12月18日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月5日(金)の場合、「平成26年12月10日(水)から平成26年12月18日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月8日(月)の場合、「平成26年12月11日(木)から平成26年12月18日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月9日(火)の場合、「平成26年12月12日(金)から平成26年12月18日(木)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である横山博一及び深澤廣並びに当社株主である株式会社夢現及び富安徳久は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社章  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年11月26日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年12月3日から平成26年12月9日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2．今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.tear.co.jp/company/release.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社の概要」から「5 主要な経営指標等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

1 会社の概要



株式会社ティア本社（ティア黒川）

商号	株式会社ティア
代表者	代表取締役社長 富安徳久
設立	平成9年7月
事業内容	葬儀会館の運営、葬儀施行の請負、墓石の販売、フランチャイズ事業
資本金	580百万円（平成26年9月末現在）
本社	愛知県名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
売上高	9,527百万円（平成26年9月期）
店舗数	直営 39店 フランチャイズ 34店 合計（含むフランチャイズ） 73店（平成26年9月末現在）

（注）平成26年9月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

2 事業の内容

当社は、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社のこれまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

(1) 葬祭事業

経営理念である「哀悼と感動のセレモニー」、「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」をスローガンとして掲げております。営業範囲は名古屋市内及び近郊市町村を主としており、個人顧客を中心に、直営39（平成26年9月末現在）の葬儀会館、ご自宅、寺院もしくは公民館等を会場としました葬儀の施行全般のほか、葬儀終了後のアフターフォローとして忌明け法要や年忌法要の請負などを行っております。

また、様々な特典制度がある会員制度「ティアの会」を設け、恒常的な募集活動を通じて、将来顧客となる会員数の拡大を図っております。



平成25年8月
「ティア瑞ヶ谷」(埼玉県川口市)



平成25年10月
「ティア本陣」(名古屋市中村区)



平成25年12月
「ティア瑞屋川」(大阪府瑞屋川市)



平成25年12月
「ティア松葉公園」(名古屋市中川区)

(2) フランチャイズ事業

一般企業などを対象に、新規事業進出による事業拡大や遊休地の有効活用の観点から、開業以来蓄積された当社のノウハウを生かし、市場調査や会館企画から従業員教育や経営指導までトータルサポートを行う葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。



平成25年7月
「ティア碧南」(愛知県碧南市)



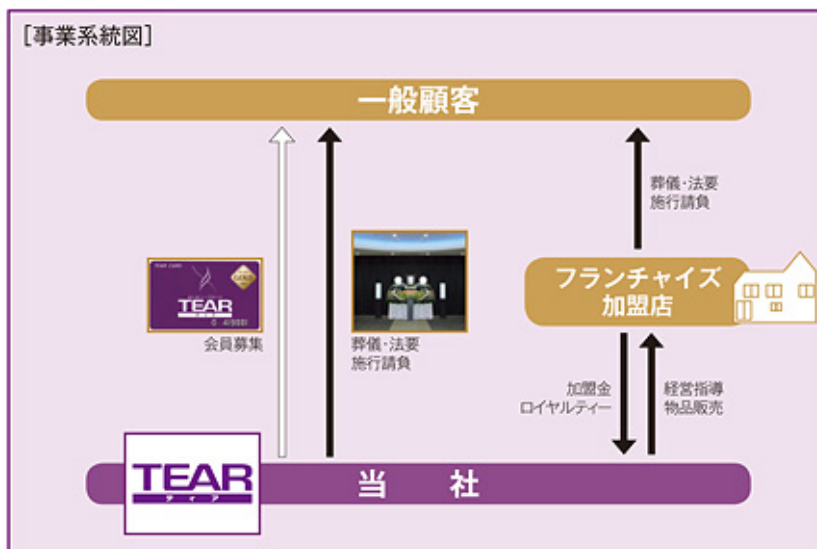
平成25年9月
「ティア白子」(三重県鈴鹿市)



平成26年3月
「ティア半田北」(愛知県半田市)



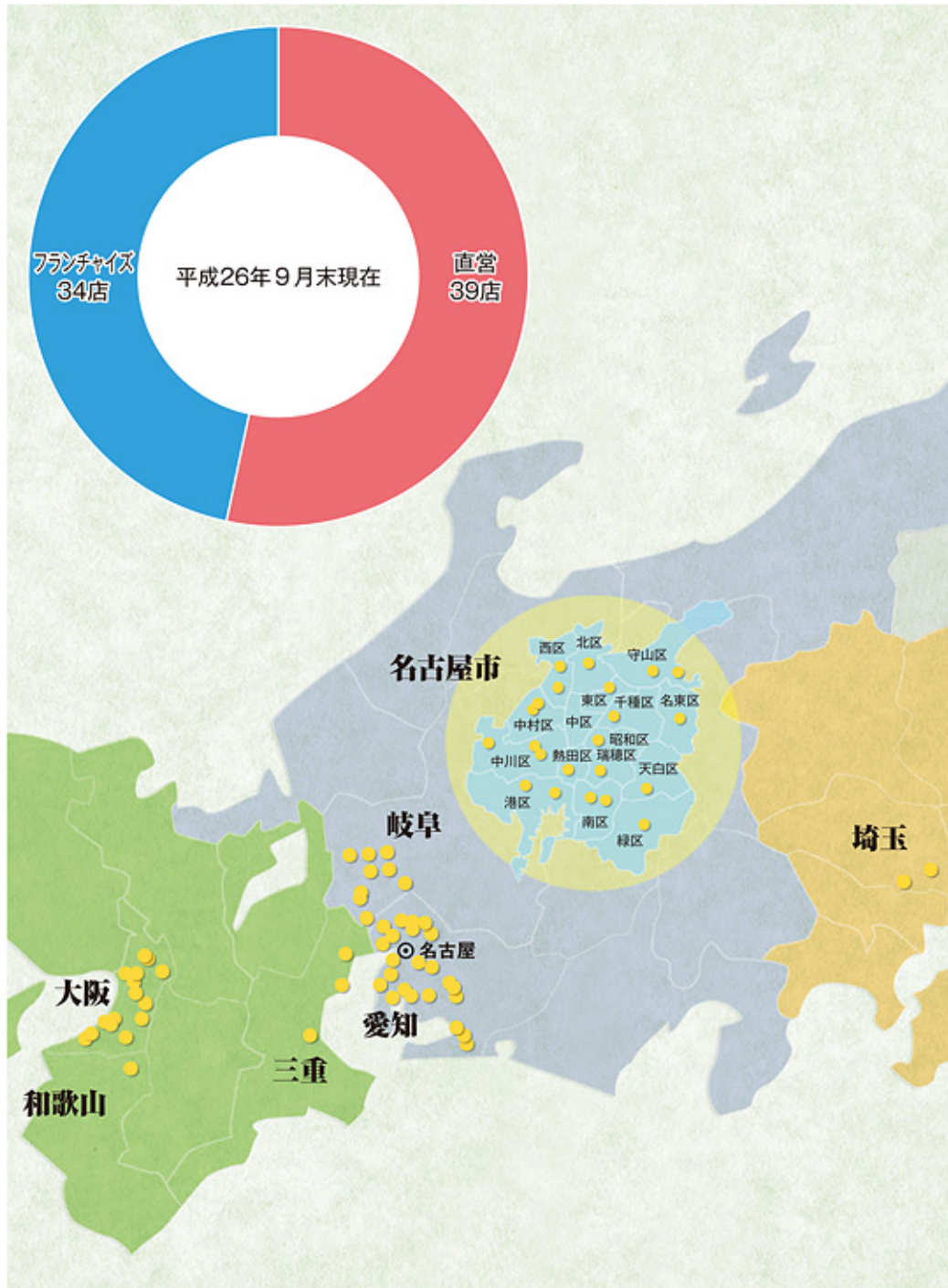
平成26年8月
「ティア垂井」(岐阜県不破郡垂井町)



3 沿革

平成9年7月	名古屋市中川区中須町59番地に葬祭施行を目的として株式会社ティア設立、資本金9千万円
平成10年1月	名古屋市中川区中須町に1号店「ティア中川」を開設
平成10年11月	名古屋市南区千竈通に2号店「ティア笠寺」を開設
平成11年8月	名古屋市港区正保町に3号店「ティア港」を開設
平成11年10月	名古屋市中川区山王に4号店「ティア山王」を開設
平成13年2月	名古屋市緑区六田に5号店「ティア緑」を開設
平成13年4月	名古屋市中川区中須町59番地より名古屋市中区新栄二丁目2番7号アーク広小路6Fへ本社を移転
平成13年7月	名古屋市昭和区御器所通に6号店「ティア御器所」を開設 名古屋市東区大幸に7号店「ティア大幸」を開設
平成13年8月	名古屋市北区黒川本通に8号店「ティア黒川」を開設
平成13年12月	名古屋市中村区鳥居西通に9号店「ティア中村」を開設
平成14年7月	名古屋市天白区境根町に10号店「ティア相生山」を開設 名古屋市中区新栄より名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1へ本社を移転
平成14年10月	愛知県西春日井郡西枇杷島町(現:愛知県清須市西枇杷島町大黒)に11号店「ティア西枇杷島」を開設
平成14年11月	愛知県海部郡蟹江町大字西之森字源助山(現:愛知県海部郡蟹江町学戸)に12号店「ティア蟹江」を開設
平成14年12月	名古屋市港区港楽に13号店「ティア名港」を開設 名古屋市西区上名古屋に14号店「ティア浄心」を開設
平成15年8月	愛知県海部郡甚目寺町坂牧(現:愛知県あま市坂牧)に15号店「ティア甚目寺」を開設
平成16年10月	愛知県豊明市西川町に16号店「ティア豊明」を開設 名古屋守山区小幡中に17号店「ティア守山」を開設 葬祭フランチャイズ事業を開始
平成17年11月	名古屋市熱田区六番に18号店「ティア熱田」を開設
平成18年3月	大阪府門真市北巢本町に19号店「ティア門真」を開設
平成18年6月	株式会社名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
平成18年7月	株式会社フリーダムより事業譲受により、愛知県豊橋市向山大池町に20号店「ティア豊橋」、 愛知県豊橋市牧野町に21号店「ティア豊橋南」を開設
平成19年10月	株式会社スリーケイエムより事業譲受により、愛知県岡崎市羽根北町に22号店「ティア岡崎」(現: ティア岡崎南)を開設
平成20年6月	名古屋守山区四軒家に23号店「ティア四軒家」を開設
平成20年9月	株式会社名古屋証券取引所市場第二部へ上場市場を変更
平成21年10月	名古屋瑞穂区瑞穂通に24号店「ティア瑞穂」を開設 名古屋市名東区野間町に25号店「ティア名東」を開設
平成21年12月	愛知県春日井市鳥居松町に26号店「ティア春日井」を開設
平成22年6月	名古屋市西区栄生に27号店「ティア栄生」を開設
平成22年10月	愛知県岡崎市藪田に28号店「ティア岡崎北」を開設
平成23年4月	愛知県豊橋市下地町に29号店「ティア豊橋西」を開設
平成23年10月	愛知県岡崎市島町に30号店「ティア岡崎中央」を開設
平成24年4月	名古屋市南区豊田に31号店「ティア道徳」を開設
平成24年6月	名古屋市千種区田代本通に32号店「ティア覚王山」を開設
平成24年9月	埼玉県越谷市越ヶ谷に33号店「ティア越谷」を開設
平成25年4月	大阪府大東市深野南町に34号店「ティア大東」を開設
平成25年5月	愛知県春日井市味美白山町に35号店「ティア味美」を開設
平成25年6月	株式会社東京証券取引所市場第二部へ上場
平成25年8月	埼玉県川口市坂下町に36号店「ティア鳩ヶ谷」を開設
平成25年10月	名古屋市中村区十王町に37号店「ティア本陣」を開設
平成25年12月	大阪府寝屋川市池田新町に38号店「ティア寝屋川」を開設 名古屋市中川区太平通に39号店「ティア松葉公園」を開設
平成26年6月	株式会社東京証券取引所・株式会社名古屋証券取引所市場第一部へ上場

4 店舗展開 (平成26年9月末現在)



5 主要な経営指標等の推移

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
売上高 (千円)	6,216,055	7,640,000	7,826,697	8,355,740	8,919,709	9,527,583
経常利益 (千円)	467,042	703,445	661,536	798,419	846,298	925,254
当期純利益 (千円)	276,654	404,722	354,129	418,665	517,233	548,037
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	580,750	580,750	580,750	580,750	580,750	580,750
発行済株式総数 (株)	22,780	2,278,000	2,278,000	2,278,000	4,556,000	9,112,000
純資産額 (千円)	1,451,840	1,799,544	2,085,357	2,435,589	2,873,005	3,284,353
総資産額 (千円)	6,058,488	6,716,311	7,298,916	8,079,048	8,504,401	8,913,282
1株当たり純資産額 (円)	79.67	98.75	114.43	133.65	157.66	180.24
1株当たり配当額 (円)	2.500	30	30	35	20	12
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(5)
1株当たり当期純利益金額 (円)	15.19	22.21	19.43	22.97	28.38	30.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.0	26.8	28.6	30.1	33.8	36.8
自己資本利益率 (%)	20.6	24.9	18.2	18.5	19.5	17.8
株価収益率 (倍)	10.3	11.4	8.7	10.6	23.5	25.0
配当性向 (%)	20.6	16.9	19.3	19.0	17.6	20.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	554,859	860,436	596,825	924,228	805,582	1,150,552
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△701,580	△710,848	△919,138	△901,279	△717,065	△528,886
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	469,645	16,207	138,754	114,559	△288,959	△428,891
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,018,950	1,184,747	1,001,189	1,138,201	939,781	1,133,731
従業員数 (人)	199	217	244	257	279	321
(外、平均臨時雇用者数)	(25)	(55)	(52)	(49)	(54)	(62)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

5. 当社は平成22年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を計算しております。なお、当該数値については、監査法人の監査はなされておられません。

6. 第16期の1株当たり配当額については、記念配当5円が含まれております。

7. 第17期の1株当たり配当額については、記念配当2円50銭が含まれております。

8. 第18期の1株当たり配当額については、記念配当2円が含まれております。

9. 第18期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

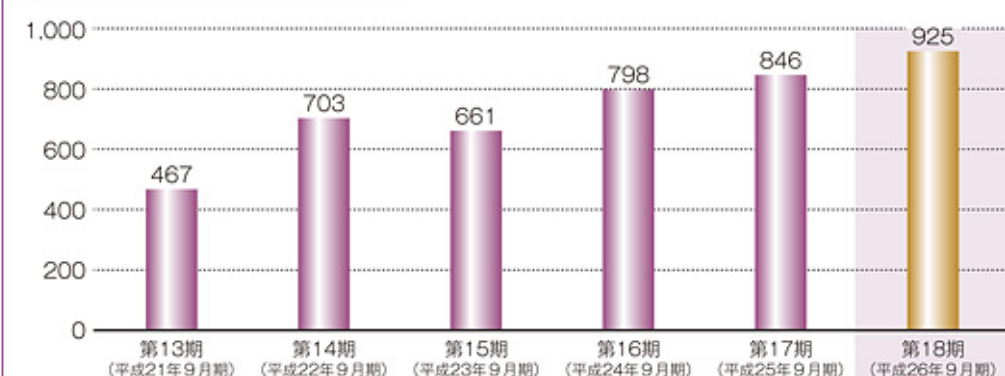
売上高

(単位:百万円)



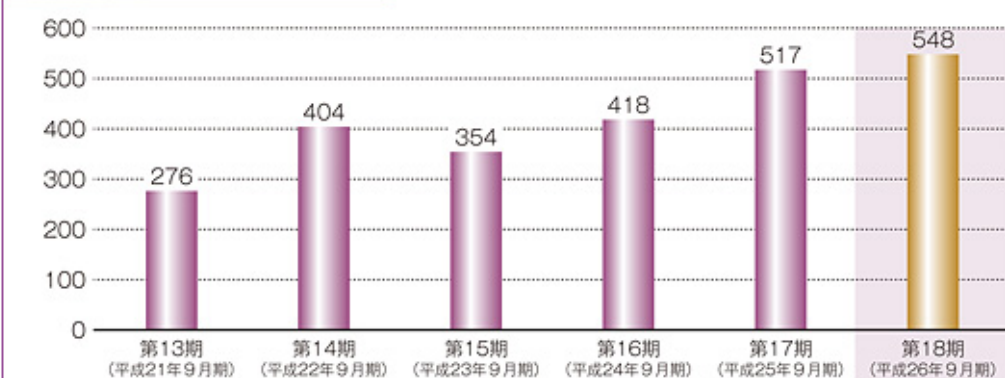
経常利益

(単位:百万円)



当期純利益

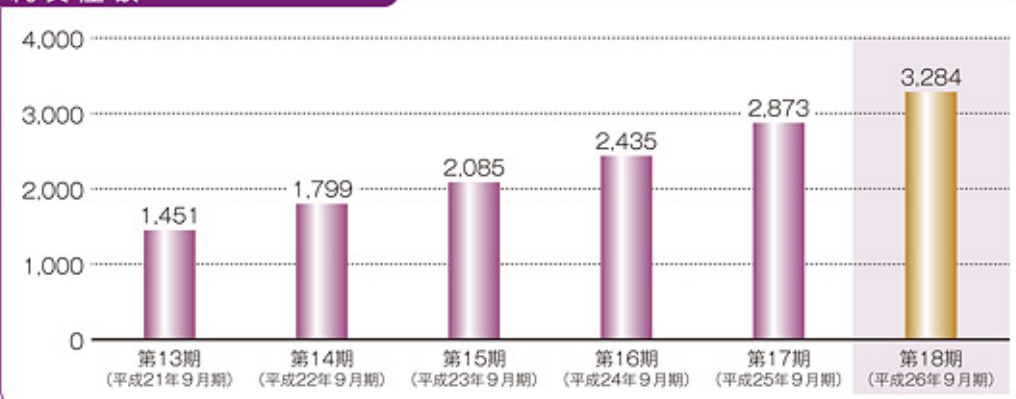
(単位:百万円)



(注) 第18期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

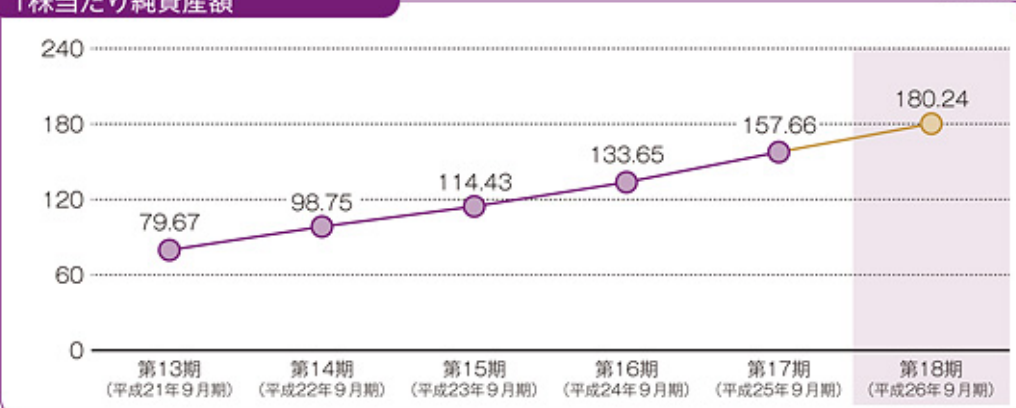
純資産額

(単位:百万円)



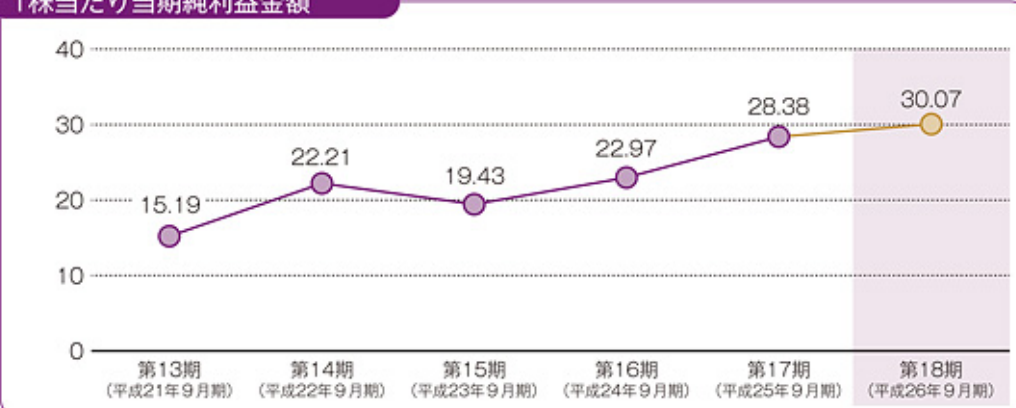
1株当たり純資産額

(単位:円)



1株当たり当期純利益金額

(単位:円)



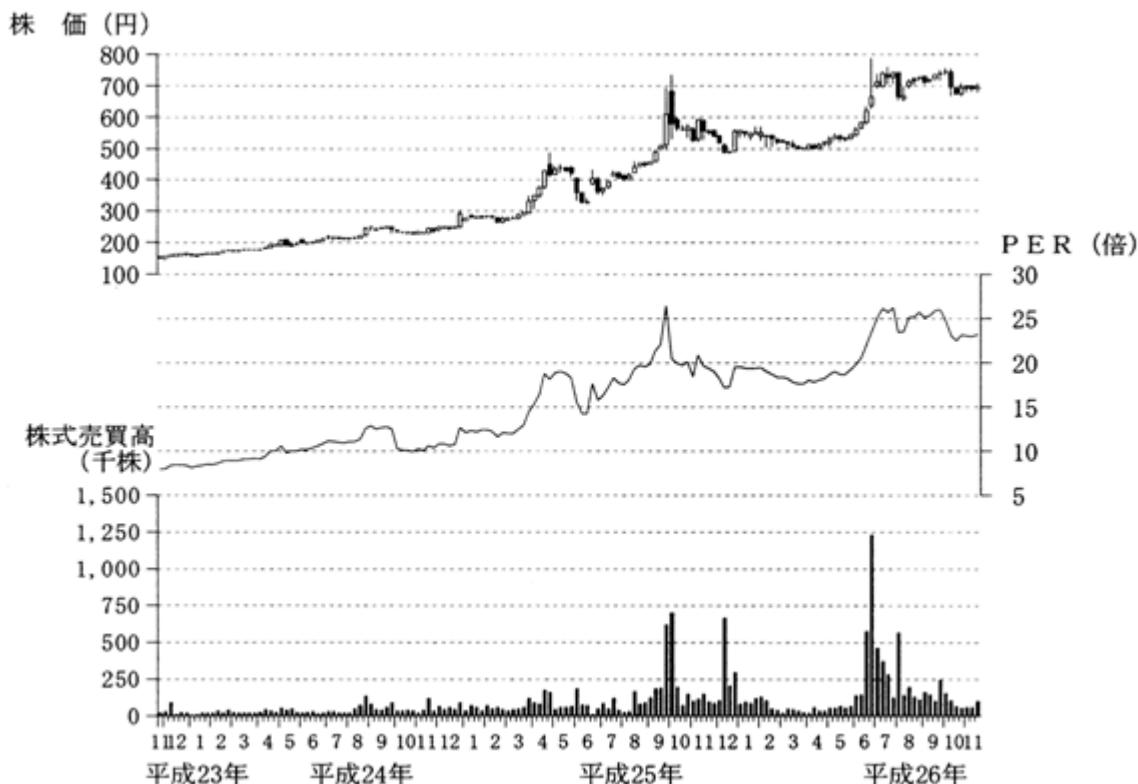
- (注) 1. 当社は平成22年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を計算しております。なお、当該数値については、監査法人の監査はなされていません。
2. 第18期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年11月21日から平成25年6月20日までの株式会社名古屋証券取引所及び平成25年6月21日から平成26年11月14日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 . 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、平成25年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、また、平成26年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、それぞれ行っておりますので、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注) 2 .乃至4 .に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 . ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成25年1月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を8で除して得た数値を、当該権利落ち以降平成25年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を4で除して得た数値を、当該権利落ち以降平成26年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を、それぞれ株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 . P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、平成25年1月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を8で除して得た数値を、当該権利落ち以降平成25年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を4で除して得た数値を、当該権利落ち以降平成26年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値を、それぞれ週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

平成23年11月21日から平成24年9月30日については、平成23年9月期有価証券報告書の平成23年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を8で除して得た数値を使用。

平成24年10月1日から平成25年9月30日については、平成24年9月期有価証券報告書の平成24年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を8で除して得た数値を使用。

平成25年10月1日から平成26年9月30日については、平成25年9月期有価証券報告書の平成25年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益(平成25年10月1日付株式分割考慮後)を2で除して得た数値を使用。

平成26年10月1日から平成26年11月14日については、平成26年11月10日に公表した平成26年9月期の未監査の財務諸表の1株当たり当期純利益(平成26年10月1日付株式分割考慮後)を使用。

4. 株式売買高については、平成25年1月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に8を乗じて得た数値を、当該権利落ち以降平成25年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に4を乗じて得た数値を、当該権利落ち以降平成26年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じて得た数値を、それぞれ株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年5月25日から平成26年11月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
富安 徳久	平成26年10月1日	平成26年10月8日	変更報告書	918,200	5.04

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月25日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年11月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月25日）現在において当社が判断したものであります。

葬儀需要の変動について

A．死亡者数

葬儀需要の数量的側面は、死亡者数によって決定されます。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）によると、平成25年から平成34年にかけては前年に比して約2%の伸び率で死亡者数が増加すると予想されております。しかし、現実の死亡者数の推移は同推計値を下回る場合があります。

したがって、シェア及び葬儀平均単価（1件当たり）に変動がないとしても、実際の死亡者数の変動により、当社の業績が影響を受ける可能性があります。

B．葬儀単価の変動

葬儀は、弔問会葬者や遺族親族の人数、利用する祭壇の種類などにより大きく価格変動いたします。また、経済産業省が公表しております「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、葬儀単価が下落傾向にあります。したがって、葬儀単価の変動により当社の業績が影響を受ける可能性があります。

C．季節による変動

死亡者数は年間を通じて平均的に発生せず、季節による変動があります。当社においては、冬の時期が他の季節に比して葬儀施行件数が多い繁忙期となります。したがって、業績に季節的変動が現れることがあります。

新規参入について

葬儀業界は法的規制がない業界であり、特段に初期投資を必要としないことから、新規参入が比較的容易であります。当業界内には冠婚葬祭互助会が数多く存在していますが、葬儀が成長産業であるとの認識から葬儀への参入が全国規模で進んでおり、競争の激化を生んでおります。また、同じように葬儀を成長産業と考えている異業種（鉄道会社、農協、生協等）からの参入も進んでいます。参入障壁の低さが、今後さらなる新規参入を招き、当社の業績に影響を与えるような環境変化が起こる可能性も否定できません。

金利について

当社は、会館造作費用・差入保証金等の出店資金及び会館土地建物の購入資金を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に占める有利子負債の割合が比較的高い水準にあります。したがって、今後有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報について

当社は、将来の見込み顧客として募っている「ティアの会」会員、葬儀請負及び法要の請負に関しまして施主の個人情報を取り扱っております。平成17年4月からの「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の施行に伴い、当社では個人情報の管理を徹底すべく従業員教育及びコンピュータシステムの情報漏洩防止策を行っておりますが、書類の盗難及びネットワークへの不正侵入等による個人情報漏洩の可能性は否定できず、万が一このような事態が発生した場合には、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

フランチャイズ契約について

フランチャイズ事業は、加盟者との間で取り結ぶ加盟店契約に基づいて「ティア」という会館名でチェーン展開を行っておりますが、会館においての不祥事等によりチェーン全体のブランドイメージが損なわれた場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、フランチャイズ事業は、加盟店と当社が対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同作業であり、加盟店及び当社のいずれかがその役割を果たせないことにより、加盟者との間で契約が維持できなくなった場合においても、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

葬儀会館の賃借について

当社は、葬儀会館の出店に関しまして、基本的に土地建物の賃借をいたしております。

A．保証金等

賃借条件により、建設協力金又は保証金を差入れている物件もあり、差入先の破綻等により保証金の返還がなされない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

B．定期借地権

当社は、20年間から38年間の定期借地を行っておりますが、賃借期間終了後に当該会館の継続賃借ができない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

C．関連当事者との取引について

当社は、葬儀会館の賃借に関して、主要株主(株)夢現及び横山博一と次のような取引があります。

平成26年9月期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個人)及びその近親者	(株)夢現 (注)2	名古屋市 中区	30,000	財産保全 会社	(被所有) 直接42.7	主要株主 債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注)3	28,912		-
	横山 博一 (注)2	名古屋市 東区	-	会社役員	(被所有) 直接2.9	債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注)3	28,912		-

(注)1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．横山博一は主要株主には該当しませんが、(株)夢現は横山博一及びその近親者の財産保全会社であることから、主要株主(個人)として各々記載しております。

3．当社は会館の賃借料に対して、当社主要株主(株)夢現及び横山博一の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当社は、関連当事者取引自体の合理性、必然性及び当該取引条件の妥当性等を検証したうえで、可能な限り関連当事者取引の解消、縮小に努めてまいりました。

今後も取引の必然性、取引条件を勘案し、可能な限り解消を進めていく予定であります。

D．出店計画

現在出店計画に沿って、土地情報の収集や賃借交渉を行っておりますが、当社が希望する地域に希望する土地がない場合及び条件に折り合いが付かない場合については、出店計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

減損会計について

当社は、既に減損会計を適用しておりますが、今後も実質的価値が下落した保有資産や収益性の低い会館等について減損処理が必要となった場合、当社の業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

災害について

当社は、名古屋市を中心とする東海地区において多店舗出店（ドミナント方式）による会館の展開を行っております。これにより「ティア」の認知度向上等が図られる一方、特に会館が集中している東海地区において地震等の大きな自然災害が発生した場合、多大な影響を受けることが予想されます。その場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設等及び(2)重要な改修」については、本有価証券届出書提出日(平成26年11月25日)現在(ただし、既支払額については平成26年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ティア滝ノ水	愛知県名古屋市緑区	葬祭事業	葬祭ホール	131,500	60,256	借入金	平成 26.7	平成 26.11	葬儀施行件数の増加
ティア岩塚	愛知県名古屋市中村区	葬祭事業	葬祭ホール	165,000	61,861	借入金	平成 26.10	平成 27.2	葬儀施行件数の増加
(注)1.	愛知県内	葬祭事業	葬祭ホール	150,000	-	増資資金	平成 27.3	平成 27.7	葬儀施行件数の増加
(注)1.	愛知県内	葬祭事業	葬祭ホール	150,000	-	増資資金	平成 27.4	平成 27.9	葬儀施行件数の増加
その他5店舗	(注)2.	葬祭事業	葬祭ホール	750,000	-	増資資金及び借入金	平成 28.3	平成 28.9	葬儀施行件数の増加

(注)1. 詳細は未確定のため、事業所名については記載を省略しております。

2. 愛知県内に3店舗、関東地方に1店舗、関西地方に1店舗の出店を計画しております。

(2) 重要な改修

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ティア御器所	愛知県名古屋市昭和区	葬祭事業	葬祭ホール	58,000	49,890	借入金	平成 26.10	平成 26.11	(注)
ティア豊橋	愛知県豊橋市	葬祭事業	葬祭ホール	85,000	-	増資資金	平成 27.6	平成 27.7	(注)
ティア山王	愛知県名古屋市中川区	葬祭事業	葬祭ホール	78,000	-	増資資金	平成 27.10	平成 27.11	(注)
ティア岡崎南	愛知県岡崎市	葬祭事業	葬祭ホール	86,000	-	増資資金	平成 28.4	平成 28.5	(注)
ティア名港	愛知県名古屋市港区	葬祭事業	葬祭ホール	79,000	-	増資資金	平成 28.6	平成 28.7	(注)

(注) 既存設備の改修により、顧客サービスの向上を図るものであります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月25日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年12月25日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日 平成25年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、富安徳久、岡留昌吉、宮崎芳幸、山本克己、古賀一規及び辻耕平を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、稻生浩子を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				可否	賛成割合(%)
第1号議案					
富安 徳久	32,334	40	0	可	96.57
岡留 昌吉	32,334	40	0	可	96.57
宮崎 芳幸	32,334	40	0	可	96.57
山本 克己	32,334	40	0	可	96.57
古賀 一規	32,324	50	0	可	96.54
辻 耕平	32,326	48	0	可	96.54
第2号議案					
稲生 浩子	32,335	40	0	可	96.57

(注) 議案の可決要件は次のとおりであります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

4 最近の業績の概要

平成26年11月10日開催の取締役会において承認し、公表した第18期事業年度(自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。

この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

なお、金額は千円未満を切捨てて表示しております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	939,781	1,133,731
売掛金	212,044	244,852
商品	22,567	36,925
貯蔵品	35,567	32,595
前払費用	105,697	111,561
繰延税金資産	62,882	83,095
その他	592	1,335
貸倒引当金	10,513	10,129
流動資産合計	1,368,621	1,633,967
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,989,689	5,523,723
減価償却累計額	1,479,665	1,730,064
建物(純額)	3,510,023	3,793,659
構築物	418,760	452,865
減価償却累計額	254,128	284,420
構築物(純額)	164,631	168,445
車両運搬具	22,536	12,027
減価償却累計額	22,447	11,896
車両運搬具(純額)	88	130
工具、器具及び備品	397,328	451,545
減価償却累計額	301,223	350,162
工具、器具及び備品(純額)	96,104	101,382
土地	1,291,021	1,291,021
リース資産	457,231	461,268
減価償却累計額	80,986	102,126
リース資産(純額)	376,245	359,141
建設仮勘定	187,786	75,447
有形固定資産合計	5,625,901	5,789,226
無形固定資産		
のれん	64,165	40,832
商標権	9	-
ソフトウェア	39,977	29,214
リース資産	1,012	-
電話加入権	6,249	6,249
その他	22,302	64,287
無形固定資産合計	133,716	140,583

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	386	429
出資金	20	20
長期前払費用	192,620	186,034
差入保証金	1,082,578	1,047,903
繰延税金資産	100,557	115,115
その他	40,000	40,000
貸倒引当金	40,000	40,000
投資その他の資産合計	1,376,162	1,349,504
固定資産合計	7,135,780	7,279,314
資産合計	8,504,401	8,913,282
負債の部		
流動負債		
買掛金	262,156	313,579
短期借入金	86,668	96,668
1年内返済予定の長期借入金	1,170,032	1,206,718
リース債務	15,620	16,916
未払金	296,311	322,977
未払費用	14,681	19,433
未払法人税等	164,000	260,500
前受金	1,284	2,298
預り金	9,524	9,387
賞与引当金	78,469	101,185
その他	43,488	80,657
流動負債合計	2,142,236	2,430,321
固定負債		
長期借入金	2,918,575	2,595,867
リース債務	377,475	382,534
資産除去債務	193,108	220,205
固定負債合計	3,489,159	3,198,607
負債合計	5,631,396	5,628,928

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	580,750	580,750
資本剰余金		
資本準備金	214,250	214,250
資本剰余金合計	214,250	214,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,078,265	2,489,634
利益剰余金合計	2,078,265	2,489,634
自己株式	307	356
株主資本合計	2,872,958	3,284,277
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47	75
評価・換算差額等合計	47	75
純資産合計	2,873,005	3,284,353
負債純資産合計	8,504,401	8,913,282

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	8,919,709	9,527,583
売上原価	5,816,290	6,162,029
売上総利益	3,103,419	3,365,554
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	410,322	511,986
支払手数料	199,629	199,687
貸倒引当金繰入額	6,018	2,736
役員報酬	147,100	151,830
給料及び手当	770,424	838,833
賞与	50,447	70,838
賞与引当金繰入額	48,217	59,680
法定福利費	113,574	129,307
賃借料	21,142	25,664
減価償却費	49,171	19,103
その他	347,610	363,491
販売費及び一般管理費合計	2,163,656	2,373,160
営業利益	939,762	992,394
営業外収益		
受取利息	6,718	7,701
広告料収入	3,819	5,535
受取保険金	121	2,964
その他	11,329	12,326
営業外収益合計	21,989	28,528
営業外費用		
支払利息	77,989	75,613
上場関連費用	36,925	20,000
その他	537	56
営業外費用合計	115,452	95,669
経常利益	846,298	925,254
特別利益		
固定資産売却益	85	325
特別利益合計	85	325
特別損失		
固定資産除売却損	850	5,056
特別損失合計	850	5,056
税引前当期純利益	845,533	920,522
法人税、住民税及び事業税	334,882	407,271
法人税等調整額	6,582	34,786
法人税等合計	328,299	372,484
当期純利益	517,233	548,037

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	580,750	214,250	214,250	1,640,757	1,640,757	185	2,435,572
当期変動額							
剰余金の配当				79,725	79,725		79,725
当期純利益				517,233	517,233		517,233
自己株式の取得						122	122
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	437,508	437,508	122	437,385
当期末残高	580,750	214,250	214,250	2,078,265	2,078,265	307	2,872,958

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	17	17	2,435,589
当期変動額			
剰余金の配当			79,725
当期純利益			517,233
自己株式の取得			122
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	437,415
当期末残高	47	47	2,873,005

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	580,750	214,250	214,250	2,078,265	2,078,265	307	2,872,958
当期変動額							
剰余金の配当				136,669	136,669		136,669
当期純利益				548,037	548,037		548,037
自己株式の取得						48	48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	411,368	411,368	48	411,319
当期末残高	580,750	214,250	214,250	2,489,634	2,489,634	356	3,284,277

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	47	47	2,873,005
当期変動額			
剰余金の配当			136,669
当期純利益			548,037
自己株式の取得			48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	28	28
当期変動額合計	28	28	411,347
当期末残高	75	75	3,284,353

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	845,533	920,522
減価償却費	378,830	393,623
固定資産除売却損益(は益)	765	4,731
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,714	383
賞与引当金の増減額(は減少)	5,075	22,715
受取利息及び受取配当金	6,731	7,714
支払利息	77,989	75,613
売上債権の増減額(は増加)	34,732	32,808
たな卸資産の増減額(は増加)	12,361	11,385
仕入債務の増減額(は減少)	43,068	51,422
前払費用の増減額(は増加)	4,835	6,770
未払金の増減額(は減少)	11,118	36,234
未払消費税等の増減額(は減少)	50,455	55,835
その他	22,583	35,489
小計	1,273,099	1,537,125
利息及び配当金の受取額	80	90
利息の支払額	77,994	74,708
法人税等の支払額	389,604	311,954
営業活動によるキャッシュ・フロー	805,582	1,150,552
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	464,390	510,574
有形固定資産の売却による収入	103	325
無形固定資産の取得による支出	42,111	45,623
差入保証金の差入による支出	211,314	19,672
差入保証金の回収による収入	49,360	61,971
その他	48,712	15,313
投資活動によるキャッシュ・フロー	717,065	528,886
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	670,000	620,000
短期借入金の返済による支出	657,000	610,000
長期借入れによる収入	1,105,000	979,000
長期借入金の返済による支出	1,279,703	1,265,022
自己株式の取得による支出	122	48
配当金の支払額	79,522	136,352
リース債務の返済による支出	42,057	16,468
割賦債務の返済による支出	5,553	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	288,959	428,891
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,023	1,176
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	198,419	193,949
現金及び現金同等物の期首残高	1,138,201	939,781
現金及び現金同等物の期末残高	939,781	1,133,731

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱うサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社のこれまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

したがって、「葬祭事業」、「フランチャイズ事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表の作成方法と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表計上額 (注)2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,685,979	233,730	8,919,709	-	8,919,709
計	8,685,979	233,730	8,919,709	-	8,919,709
セグメント利益	1,507,112	41,056	1,548,168	608,406	939,762
セグメント資産	7,305,548	23,635	7,329,184	1,175,216	8,504,401
その他の項目					
減価償却費(注)3	333,436	828	334,265	44,565	378,830
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額(注)3	738,326	524	738,850	25,818	764,669

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 608,406千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,175,216千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額44,565千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額25,818千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表計上額 (注)2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,258,614	268,969	9,527,583	-	9,527,583
計	9,258,614	268,969	9,527,583	-	9,527,583
セグメント利益	1,574,662	42,880	1,617,542	625,148	992,394
セグメント資産	7,459,447	20,314	7,479,761	1,433,520	8,913,282
その他の項目					
減価償却費(注)3	378,139	171	378,310	15,312	393,623
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額(注)3	540,796	26	540,822	46,679	587,502

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 625,148千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額1,433,520千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
 - (3) その他の項目の減価償却費の調整額15,312千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 - (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額46,679千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 3. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

b. 関連情報

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該当事項はありません。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:千円)

	葬祭事業	フランチャイズ 事業	全社・消去	合計
当期償却額	23,332	-	-	23,332
当期末残高	64,165	-	-	64,165

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	葬祭事業	フランチャイズ 事業	全社・消去	合計
当期償却額	23,332	-	-	23,332
当期末残高	40,832	-	-	40,832

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額	157.66円	1株当たり純資産額	180.24円
1株当たり当期純利益金額	28.38円	1株当たり当期純利益金額	30.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を計算しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
当期純利益(千円)	517,233	548,037
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	517,233	548,037
期中平均株式数(株)	18,222,778	18,222,559

(重要な後発事象)

平成26年8月8日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の一層の拡大を図るためであります。

(2) 株式分割の概要

平成26年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(3) 株式分割により増加する株式数

普通株式 9,112,000株

(4) 効力発生日

平成26年10月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「(1株当たり情報)」に記載しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月20日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第3四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月11日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

株式会社 ティア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 信勝
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城 卓男
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年10月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティアの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

株式会社 ティア
取締役会 御
中

有限責任監査法人 トーマ
ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティアの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ティアが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。